

中間処理施設における保管のイメージ

焼却施設において廃プラスチック類を保管する場合の例

廃棄物の飛散・流出、地下浸透、悪臭発散を防止するために必要な措置を講ずること

害虫が発生しないようにすること

保管数量が処理施設の一日当たりの処理能力の14日分を超えないこと

汚水が生ずるおそれがある場合は排水溝を設けるなどの対策を講じるとともに、底面を不透水性の材料で覆うこと

積み上げる高さが制限を超えないこと

安全な囲いが設けられた場所であること

保管期間は、適正な処分等を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えないこと

縦横それぞれ60cm以上

見を

- ・廃棄物の種類
- ・保管場所の管理者氏名
- ・連絡先
- ・最大保管高さ
- ・最大保管数量

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	
数	量
管理者	氏名
	連絡先
保管の高さ	